

財 第 7-22 号
平成 25 年 12 月 4 日

建設工事等入札参加者 様

魚津市役所企画総務部財政課長

随意契約等における提出書類の簡素化について

魚津市建設工事等事務取扱要領に基づき、受注者に対して提出を求めている工事（業務）書類について、受注者の業務及び発注者の監督・検査の合理化を図ることを目的に、工事（業務）書類の明確化・省略等の簡素化を図ることとしたので通知します。

記

1. 随意契約（工事・委託業務）及び設計金額が 200 万円未満の指名競争入札による工事（業務）において使用する主な書類については別紙 1 のとおりとする。
2. 施工（業務）計画書については、監督員（調査職員）の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。省略する項目については、監督員（調査職員）と受注者とが協議のうえ決定するものとする。
3. この通知は、市単独事業にのみ適用する。
4. この通知は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

【問合せ先】

財政課管財・契約検査係
TEL 0765-23-1088
FAX 0765-23-1051